



副町長が就任

吉岡町の発展に向けて

副町長 堤 壽登



これらに伴う意識改革、自治会制度への移行、そして、住民参加型社会の構築に向けての対策など、山積する諸問題に積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

去る5月28日の臨時議会にて、副町長選任の同意をいただき即日就任、あわただしい数日を経過いたしました。

平成維新といわれ久しくありませんが、いたるところで様々な改革が行われ、世の中が大きく様変わりしつつあります。吉岡町も新年度より機構改革が行われ、庁内が一新、地方分権の受け皿として、更には、将来に向けての町づくりに大きな一歩を踏み出すことができたと思っています。

た。今後、石岡町長のマニフェストの実現に、また、補佐役としてベストを尽くしていくことが、吉岡町の発展に必ず結びつくものと確信しています。どうか、町民皆さまのご指導いただけますよう、心からお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

選挙
7月22・29日投票
群馬県知事選挙および第21回参議院議員通常選挙のお知らせ

群馬県知事選挙

7月5日(木)告示

- ▼投票日 7月22日(日)
- ▼投票時間 午前7時～午後7時(投票時間を1時間繰り上げます。)

●期日前投票

投票日当日、仕事や旅行などで投票に行けない有権者の皆さんは、次の日程により期日前投票を行うことができます。

- ▼投票期間 7月6日(金)～21日(土)
- ▼場所 吉岡町コミュニティセンター(1階和室)
- ▼時間 午前8時30分から午後8時

期日前投票について

- ・投票場所が、「コミュニティセンター」に変わりました。
- ・期日前投票の投票時間は変わりません

7月13日から21日までの間は、群馬県知事選挙及び参議院議員選挙両方の期日前投票を実施しています。それ以外の日程では両方の投票を一度に済ますことはできません

第21回参議院議員通常選挙

7月12日(木)公示

- ▼投票日 7月29日(日)
- ▼投票時間 午前7時～午後7時(投票時間を1時間繰り上げます。)

●期日前投票

群馬県知事選挙と同様、次の日程により期日前投票を行うことができます。

- ▼投票期間 7月13日(金)～28日(土)
- ▼場所 吉岡町コミュニティセンター(1階和室)
- ▼時間 午前8時30分から午後8時

投票所入場券はそれぞれ別々に発行します。

- (群馬県知事選挙の入場券は、参議院議員選挙の表示を削除)
- 投票時には、忘れずにお持ちください。

▼問合せ先

吉岡町選挙管理委員会
(内線122)

福祉 申請はお早めに 福祉医療費制度

「乳幼児・児童」「重度心身障害者（高齢重度障害者を含む）」「母子および父子家庭等」を対象に、保険医療費の自己負担分を助成します。

県内の医療機関にかかる場合、「福祉医療費受給資格者証」を提示すると、自己負担が無料になります。対象者及び申請に必要なものは、表（福祉医療費制度の概要）のとおりです。

申請した日から該当となりま
すので、早めに申請してくださ
い。

●母子および父子家庭などの皆 さんへ

福祉医療費制度の「母子および父子家庭等」に該当する人は、福祉医療費受給資格者証を交付しますので、7月31日（火）までに申請して下さい。有効期間は、平成19年8月1日から平成20年7月31日（平成元年4月2日〜平成2年4月1日生まれの子どもは、平成20年3月31日）まで。

なお、現在該当の人は、7月中に通知を発送します。

▼資格要件

- ・18歳未満の子ども（18歳の誕生日以降、最初の3月31日まで）を扶養している母子・父子家庭
- ・18歳未満で父母のいない子ども（18歳の誕生日以降、最初の3月31日まで）

※いずれも前年度所得税が非課税の人。なお、事実上の婚姻関係と同様の事情にある人は該当になりません。

▼申請に必要なもの

- ①健康保険証
- ②印鑑
- ③1月1日以降に転入した人は、平成19年度（平成18年中の所得）の所得の証明書（所得と控除がわかるもの）
- ④戸籍謄本（吉岡町に本籍のある人は不要）

▼問合せ先 役場健康福祉課
保険室 ☎54・3111（内線158）



福祉医療費制度の概要

区分	対象者	申請に必要なもの
乳幼児・児童	0歳～小学校6年生まで (3歳誕生日の翌1日に更新します)	健康保険証 印鑑
重度心身障害者	障害年金1級	障害年金証書 健康保険証 印鑑
	身体障害者手帳1・2・3級 ※3級は入院のみ	身体障害者手帳 健康保険証 印鑑
	療育手帳A判定	療育手帳 健康保険証 印鑑
	特別児童扶養手当1級	特別児童扶養手当証書 健康保険証 印鑑
母子・父子家庭等	障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療適用者 ※精神通院のみ	自立支援医療受給者証(精神通院) 健康保険証 印鑑
	・母子、父子家庭で、18歳未満の児童を扶養している親と子 ・両親のいない子 ※所得税非課税者	健康保険証 印鑑 戸籍謄本

恩給 給 特別慰労品の贈呈

恩給欠格者・戦後強制抑留者・引揚者の皆さまへ

独立行政法人平和祈念事業特別基金では、このたび恩給欠格者、戦後強制抑留者および引揚者の皆さまに対して、あらためて慰藉の念を表すための特別記念事業として、「特別慰労品」を贈呈することになりました。

この特別慰労品は、過去に基金から内閣総理大臣名の書状を受けられた皆さまに贈呈するとともに、書状を受ける資格があったにもかかわらず、請求されていない人にも、贈呈します。ご本人からの請求に基づいて

贈呈されますので、もれなく請求してください。
(ご遺族などは対象とはなりません。)

▼問合せ先 独立行政法人平和祈念事業特別基金
0120-234-933
ホームページアドレス
<http://www.heiwa.go.jp>

※請求書類は役場町民生活課の窓口においてあります